

財務省告示第三百三十八号

省令第三十号（昭和五十七年大蔵

成十七年八月二十五日に発行した利付国債の発行

条件等を次のとおり告示する。

平成十七年九月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第四十八

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

の法律及びその 十四号）第四条第一項及び平成

十七年八月二十五日に発行した利付国債の発行

め法律（平成十七年法律第十九

号）第二条第一項並びに国債整

理基金特別会計法（明治三十九

年法律第六号）第五条第一項

三 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 振替法」という。の規定の適

機関は日本銀行とする。その振替

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

四 発行方法 う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行価格

とするものによる発行（以下「非

競争入札発行」という。）、価格

十 十
三 二

十 十
口 イ 一

九 八

二

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| の | 経 | 利 | 入 | 価 | ・ | 別 | 債 | 行 | 争 | 非 | 者 | 特 | 国 | 札 | 非 | 入 | 価 | 発 | 振 | 額 | 最 | 行 | 争 | 非 | 者 | 特 | 国 | 行 | 争 | 非 | 者 | | |
| 払 | 過 | | 札 | 格 | 第 | 参 | 市 | 及 | 入 | 札 | 格 | 第 | 参 | 市 | 行 | 競 | 札 | 格 | 行 | 替 | 低 | 行 | 入 | 札 | 格 | 第 | 参 | 市 | 行 | 入 | 札 | 格 | 第 |
| 込 | 利 | 率 | 発 | 競 | 加 | 場 | 特 | 国 | 発 | 競 | | 加 | 場 | 、 | 入 | 行 | 争 | 格 | 単 | 額 | 面 | 発 | 札 | 格 | 第 | 参 | 市 | 行 | 入 | 札 | 格 | 第 | |
| み | 子 | | 行 | 争 | 非 | 者 | | | | | | | | | | | | | 位 | 金 | 金 | 発 | 競 | | | 加 | 場 | 発 | 競 | | | | |

(一) 年
は ○
、募 ・
払 入 七
込 決 パ
金 定 ー
額 の セ
に 通 ン
加 知 ト
え を
、受
次 け
の た
算 者

額 以 額
面 上 面
金 の 金
額 そ 額
百 れ 百
円 ぞ 円
に の っ
つ の っ
き 応 き
百 募 百
円 価 円
十 格 十
三 二
銭 錢

平 す 額 の 振
成 る の 記 替
十 。 整 載 法
七 倍 は 規
年 の 記 定
八 金 録 による
月 額 に 振
二 によ 最 替
十 る も 低 口
五 る の 額 座
日 も の 面 簿

五
万
円

四
十
七
億
六
百
十
一
万
円

式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.7}{100} \times \frac{66}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるも
のとして振替口座簿中の口座に
記載又は記録されるものについ
ては、前記^(一)の算式により算出し
た金額から当該金額に百分の二
十を乗じた金額へただし、当該
国債を発行時において取得する
者が非居住者又は外国法人であ
る場合には、前記^(一)の算式により
算出した金額に当該非居住者又
は外国法人が適用を受ける所得
税の税率を乗じた金額を控除
することができる。

平成十七年十二月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う。以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

| | | | |
|------------------------------|------------------------------|---|---|
| <p>十七 償還金額</p> | <p>十六 償還金額</p> | <p>十五 第二期 以後の 利子</p> | <p>十四 初期利子</p> |
| <p>額面金額 百円につき 百円</p> | <p>平成二十 二年六月 二十日</p> | <p>毎年六月 二十日及 び十二月 二十日 を支払期 とし、各 支払期に 属する 利息を支 払う。</p> | <p>平成十七 年十二月 二十日を 支払期と し、次の 算式によ り算出し た金額を 支払う。</p> |

二十 十九 十八

払 者 入 払 元
込 者 札 場 利
期 参 所 金
日 加 支

平成 財務 日
十七 大臣 本
年 八 八 銀
月 月 月 行
二十五 二十五 二十五
日 日 日
者 者 者